

アーティスティックな宣材写真撮影業務に係る 公募型プロポーザル募集実施要領

令和8年7月28日

六郷満山日本遺産推進協議会
会長 佐々木 敏夫

1. 目的

日本遺産くにさきが、令和7年度に実施したインバウンド富裕層を誘客するためのFAMにて、協業するDMCから指摘を受けた内容に、「国東半島の重要なコンテンツである仏像などの有形文化財について、タリフやチラシなどに使用する魅力的な写真が少ない」というものがあつた。

近年国東半島では、重要文化的景観や名勝・名勝地の指定等が増えていたこともあり、関連する風景などの写真素材は豊富になってきているが、有形文化財については長らく写真が更新されておらず、アーティスティックな宣材写真が少ない状況にある。

令和8年度は、協業するDMCや域内観光事業者とインバウンド誘客を進めていくため、タリフやチラシを作るタイミングが増える予定であり、このタイミングで有形文化財の写真を整備することは意義がある。

そこで、本事業においては、国東半島の仏像をはじめとする有形文化財に関するアーティスティックな宣材写真を撮影し、展示などによってインバウンドの反応を確認することで、タリフやチラシに優先的に使用する宣材写真などを確保する。

本事業を実施するためには、確かな経験と豊かな創造力、そして動画撮影及び編集の技術をもって、質の高い企画を提案可能な事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により、広く提案を求めるために必要な事項を定めるものである。

2. 公募期間 令和8年7月28日（火）～令和8年8月20日（木）17:00

本プロポーザルに参加する者は、企画提案書及び見積書を提出すること。

（1）提出方法

提出部数は、企画提案書を6部、見積書を1部、企画提案書及び見積書のPDFデータを記録したCDまたはDVDを1枚とし、持参又は郵送で提出すること。提出期限までに必着として持参以外の場合は必ず着信を確認すること。

（2）質問締切日

公募要領に関する質問については、令和8年8月5日（水）17:00 までに書面（F A X 可）またはメールにより提出すること。

質問に対する回答は、一括して豊後高田市ホームページに掲載するものとする。

（3）提出先

豊後高田市教育委員会 文化財室

住 所 〒872-1101 大分県豊後高田市中真玉 2144-12

電 話 0978-53-5112

F A X 0978-53-4731 (mail:t-matsumoto@city.bungotakada.lg.jp)

3. 委託業務名 アーティスティックな宣材写真撮影業務

4. 業務委託参考期間 契約締結日から令和9年1月22日（金）まで

5. 参考金額 3, 0 0 0 千円（税込）

6. 事業内容の概要

（1）有形文化財等の撮影

- ・概ね県指定有形文化財以上のリストから、撮影計画を立てる。
※豊後高田市30被写体、国東市30被写体を最多として検討する。
※被写体が集まっているスポットもあるが、分散していて移動に時間を要する場合がある。
- ・撮影前に普及に関するアイデアをまとめ、必要な写真の種類を特定する。
- ・上記の撮影計画に沿って、有形文化財等の撮影を行う。

（2）インバウンドへの普及が図れる会場での写真の展示

- ・撮影した写真をインバウンド（特に欧米系）の来訪が見込める会場での展示を実施する。
- ・インバウンド客の認知度や行動変化の測定、行動変化に影響を及ぼす写真の特定を行うため、アンケート等による調査を実施する。

7. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、誓約書（様式1）に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

8. プロポーザルの実施スケジュール

- (1) 公募期間 令和8年7月28日(火)～令和8年8月20日(木) 17:00まで
- 応募登録 令和8年7月28日(火)～令和8年8月5日(水) 17:00まで
- 質問締切 令和8年8月5日(水) 17:00まで
- (2) 審査・選定 令和8年8月25日(火) 午後
- (3) 事業開始 契約日と同日とする。

9. 応募登録書の提出

本プロポーザルに参加する者は、企画提案書を提出する前に応募登録書を提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年7月28日(火)～令和8年8月5日(水) 17:00
- (2) 提出書類 誓約書(様式1)
 アーティスティックな宣材写真撮影業務に係る
 公募型プロポーザル応募登録書(様式2)
 会社概要(組織や業務内容等を記したパンフレット等)
- (3) その他 協議会は応募登録した者に対し参考資料を配布するものとする。

10. 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは、アーティスティックな宣材写真撮影業務における具体的な考え方や企画内容の創意工夫について提案を求めるものである。

(2) 企画提案書の記載事項

- ① アーティスティックな宣材写真撮影業務の具体的な実施内容(撮影する内容や構成、撮影技術なども含む)
- ② 動画の活用に関する考え方
- ③ 事業実施スケジュール及び実施体制
- ④ 事業実績
- ⑤ 事業管理責任者名・連絡先

(3) 企画提案書の書式

- ・ 企画提案書の用紙サイズは、すべてA4判とする。
 - ・ 表紙と提案内容を記載した提案書をホチキス等で留め、一式として提出すること。
- 表紙の様式は任意とし、業務名及び会社名は必須の記載事項とする。

(4) 見積書の作成

業務費用に係る見積書を作成の上、提出すること。

11. 評価方法

(1) 審査方法 企画提案方式（書類審査 及び プレゼンテーション）

(2) 絶対評価事項

下記のいずれか1つでも満たしていない場合は、選考の対象外とする。

①提案内容が「6. 事業内容の概要」を網羅していること。

②見積額が「5. 参考金額」以内であること。

(3) 相対評価事項

選定委員会においては、事業の効果を高めるための提案事項について総合的に評価を行う。

12. 審査方法及び選考基準

(1) 審査の方法

提案された事業内容を次に掲げる選考基準に基づいて書面により審査し、予算の範囲内において採否を決定する。

(2) 選考基準（合計 100 点）

審 査 項 目		配点
企画提案内容	本事業の目的や方針についての考え方	20
	展示や業務後への展開・普及についての内容	20
制作体制	撮影者は魅力的か	30
	展示実施時の体制は適切か	10
実施スケジュール	スケジュールは妥当か	10
業務実績	同種の業務実績があるか	10
合 計		100

13. 選考結果と契約の締結

(1) 選考結果

選定結果は、提出者全員に対して、文書により通知する。

(2) 契約の締結

①選定した委託先候補者と契約条件を協議の上、委託契約を締結する。

②委託先候補者の企画提案内容は、委託先候補者と発注者との協議の上、変更する場合がある。

③契約の締結にあたっては、「豊後高田市契約規則」に準ずる。

14. その他

(1) 企画提案書等の提出に必要な費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は、審査結果にかかわらず返却しない。

(様式1)

令和 年 月 日

六郷満山日本遺産推進協議会
会長 佐々木 敏夫 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

⑨

誓 約 書

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でないこと。
- 2 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- 4 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立がなされている者でないこと。
- 5 豊後高田市暴力団排除条例(平成23年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- 6 豊後高田市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成27年告示第4号)第3条に規定する排除措置の対象者ではないこと。

(様式2)

アーティスティックな宣材写真撮影業務
に係る公募型プロポーザル応募登録書

令和 年 月 日

六郷満山日本遺産推進協議会
会長 佐々木 敏夫 様

アーティスティックな宣材写真撮影業務に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、応募登録を以下のとおり行います。

事業者名	所在地 名称(社名) 代表者名 印			
担当者	所 属			
	(ふりがな) 担当者名			
	電話番号		FAX	
	電子メール アドレス			
	郵 送 物 送 付 先	〒		

※会社概要（組織や業務内容等を記したパンフレット等）を添付すること。